

- 平成29年3月に開催した「事業用自動車総合安全プラン2009フォローアップ会議」において、事業用自動車による交通事故の状況や事業用自動車を取り巻く状況変化や新たな課題の出現等を踏まえ、新たな事業用自動車総合安全プランを策定することが決定。
- 軽井沢スキーバス事故を踏まえた新たな安全対策の策定や自動車の先進安全技術の開発・普及が進展したこと等、プラン2009見直し時から状況変化があり、新たな対策理念と対策指標、施策群を設定する必要性が生じている。
- 関係者が有効な事故防止対策を講じることができるよう、近年の交通事故の傾向分析(マクロ分析)を行うとともに、「負傷事故を中心とした、交通事故統計、事故事例の分析に基づく事故の低減のためのポイント」(特定テーマ)等、これまでの検討を踏まえ、新たな事業用自動車総合安全プランにおける施策群について検討を行う。

自動車運送事業に係る交通事故対策検討会

事故発生傾向の分析(マクロ・ミクロ分析)

特定テーマの分析(負傷事故を中心とした検討等(平成29年度))

事故の発生傾向、特定要因に対する安全対策、
新たな事業用自動車総合安全プランの施策群の提言

近年の特定テーマ

- ・ 平成18年度: バスの車内事故防止
- ・ 平成19年度: トラックの過労運転による事故防止
- ・ 平成20年度: タクシーと二輪車等との事故防止
- ・ 平成21年度: 事業用自動車の運転者の健康に起因する事故防止
- ・ 平成22年度: 乗合バスの車内事故防止
- ・ 平成23年度: トラックの追突事故防止
- ・ 平成24・25年度: 健康・過労起因事故防止
- ・ 平成26・27年度: トラック運転者の教育強化
- ・ 平成28年度: 貸切バス運転者の教育強化、マクロ・ミクロ分析結果に基づいた、具体的かつ効果的な交通安全対策の検討
- ・ 平成29年度: 負傷事故を中心とした、交通事故統計及び事故事例の分析に基づく事故低減のためのポイントの検討

◆ 検討会実施スケジュール(H29年度)

平成29年 4月 第1回検討会
平成29年 5月 第2回検討会
平成29年 6月 第3回検討会

※以降の日程については別途検討

1. 交通事故の傾向分析及び年報のとりまとめ

- 事業用自動車の事故実態を把握するため、(公財)交通事故総合分析センターが保有する交通事故統計データ入手し、平成17年から平成28年までの事業用自動車の交通事故の発生傾向を分析し、報告書としてとりまとめる。
- 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づき報告された平成28年中に発生した自動車の事故について、運送事業者監査総合情報システムに入力されたデータを基に年報としてとりまとめる。

2. 特定テーマの検討

- 負傷事故を中心とした、交通事故統計及び事故事例の分析に基づく事故低減のためのポイントの検討を行う。

3. 新たな事業用自動車総合安全プランの施策群の検討

- 最近の交通事故発生状況等や以下の社会情勢の変化等を踏まえ、新たな事業用に係る安全対策の検討を行う。
 - ・ 軽井沢スキーバス事故を踏まえた新たな安全対策
 - ・ 自動車の先進安全技術の開発・普及の進展
 - ・ 人口減少、高齢化の下での輸送サービスの確保のための生産性の向上、サービスの向上に係る取組や議論の進展
 - ・ 運転者の健康・過労に起因する事故の増加
 - ・ 運行中に携帯電話等を操作する事案の頻発 等

事業用自動車に係る総合的な安全対策の見直しについて

1. 「事業用自動車総合安全プラン 2009」(「プラン 2009」)における目標の達成見通し

	交通事故件数	交通事故死者数	飲酒運転に係る違反取締件数
目標	3万件以下	250人以下	ゼロ
H27実績	36,499件	403人	102件
H30の見込み	29,900件*	360人*	75件*

※ 直近5年間の平均減少率を用いて算出。

- 交通事故件数は着実に減少しているものの、死者数及び飲酒運転による運行については、現在の減少率では目標達成は困難な見込み。
- 特に、平成26年以降、タクシーによる交通事故死者数は増加、バスについては横ばいで推移しており、また、トラック運転者の飲酒運転は減少しているものの、94件(平成27年実績)発生するなど、依然として憂慮すべき状況。

2. 「プラン 2009」見直し時(平成26年11月)からの状況変化・新たな課題等

- 軽井沢スキーバス事故(H28.1)等社会的に影響の大きな事故の発生、及び、事故を踏まえた新たな安全対策の策定
- 自動車の先進安全技術の開発・普及の進展
- 人口減少、高齢化の下での輸送サービスの確保のための生産性の向上、サービスの向上に係る取組みや議論の進展
- 運転者の健康・過労に起因する事故の増加
- 運行中に携帯電話等を操作する事案の頻発 等

⇒ 以上の交通事故実態や社会情勢の変化等を踏まえ、新たな対策理念と対策指標、施策群を早急に設定する必要

3. 新たなプランの策定について

上記1. 及び2. を踏まえ、「プラン 2009」に代わる新たなプランの策定作業を開始することとなった。

- 計画期間： 平成29年度(2017年度)～32年度(2020年度)の4ヶ年
(第10次交通安全基本計画の計画期間と連動)
- 策定時期： 平成29年夏頃
- 作業スケジュール： (別紙参照)

「プラン2009」のフォローアップ及び新プランの策定について(案)

別紙

